

産業廃棄物収集運搬業許可証

住所 東京都江戸川区篠崎町一丁目2番6号

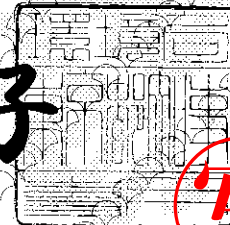
氏名 株式会社京葉興業
代表取締役 鈴木 宏和



廃棄物の処理及び清掃に関する法律 第14条第1項 の許可を受けた者であることを証する。

東京都知事

小池百合子



許可の年月日 平成25年11月30日

許可の有効年月日 平成32年11月29日

1 事業の範囲

(1) 業の区分：収集運搬(積替え保管を含む。)

(2) 産業廃棄物の種類

燃え殻、汚泥、廃油、廃酸、廃アルカリ、廃プラスチック類、紙くず、木くず、繊維くず、動物性残さ、金属くず、ガラス・コンクリート・陶磁器くず、鉋さい、がれき類、ばいじん
(石綿含有産業廃棄物を含む。)(水銀使用製品産業廃棄物を含む。)(以上15種類)

(3) 積替え保管できる産業廃棄物の種類

燃え殻、汚泥(脱水後のもの及び薬注固化処理後のものに限る。)、ガラス・コンクリート・陶磁器くず、鉋さい、がれき類、ばいじん (以上6種類)

2 積替え保管施設(詳細は裏面のとおり)

施設住所：東京都江東区新砂三丁目1番7号及び地先水面

3 許可の条件

- (1) 積替え保管を行う産業廃棄物の搬出は全て自ら行い、他人にこれを委託してはならない。
- (2) 「廃棄物の処理及び清掃に関する法律」、「都民の健康と安全を確保する環境に関する条例」及びその他の関係法令を遵守すること。
- (3) 積替え保管は本都の承認を得た方法により行うこと。
- (4) はしけによる保管については、事前計画書に記載した方法により行うこと。

4 許可の更新・変更の状況

平成 3年 11月 30日	新規許可	
平成 25年 11月 30日	更新許可	第4回
平成 26年 10月 16日	変更届	積替え保管施設の1施設廃止(江戸川区施設)
平成 26年 10月 24日	変更届	はしけの入れ替え
平成 27年 1月 7日	変更届	はしけの追加
平成 28年 3月 17日	変更届	はしけ 1隻廃止
平成 28年 8月 4日	変更届	はしけ 1隻追加
平成 30年 12月 11日	変更届	はしけ 1隻廃止

5 積替え許可の有無 無

6 規則第9条の2第6項の規定による許可証の提出の有無 無

(裏面あり)



産廃エキスパート

認定番号 4-17-B0030



この許可証には複製の不正防止処置を施してあります。

2 積替え保管施設

施設所在地：東京都江東区新砂三丁目1番7号及び地先水面

積替え保管面積：8,158㎡（占用する水域3,113㎡を含む。）

産業廃棄物の種類	保管量
燃え殻、汚泥（脱水後のもの及び葉注固化処理後のものに限る。）、ガラス・コンクリート・陶磁器くず、鋳さい、がれき類、ばいじん	はしけ（自航式を除く。）6隻：2,989㎡
	保管量合計：2,989㎡

(以下余白)